

令和7年度第1回菊池市公共交通会議

日時 令和7年12月24日（水）15時30分～

場所 菊池市役所 305会議室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

（1）きくちあいのりタクシー乗車地点の変更について

（2）菊池市公共交通計画に伴う令和7年度実施事業中間報告について（報告）

（3）その他

4 閉 会

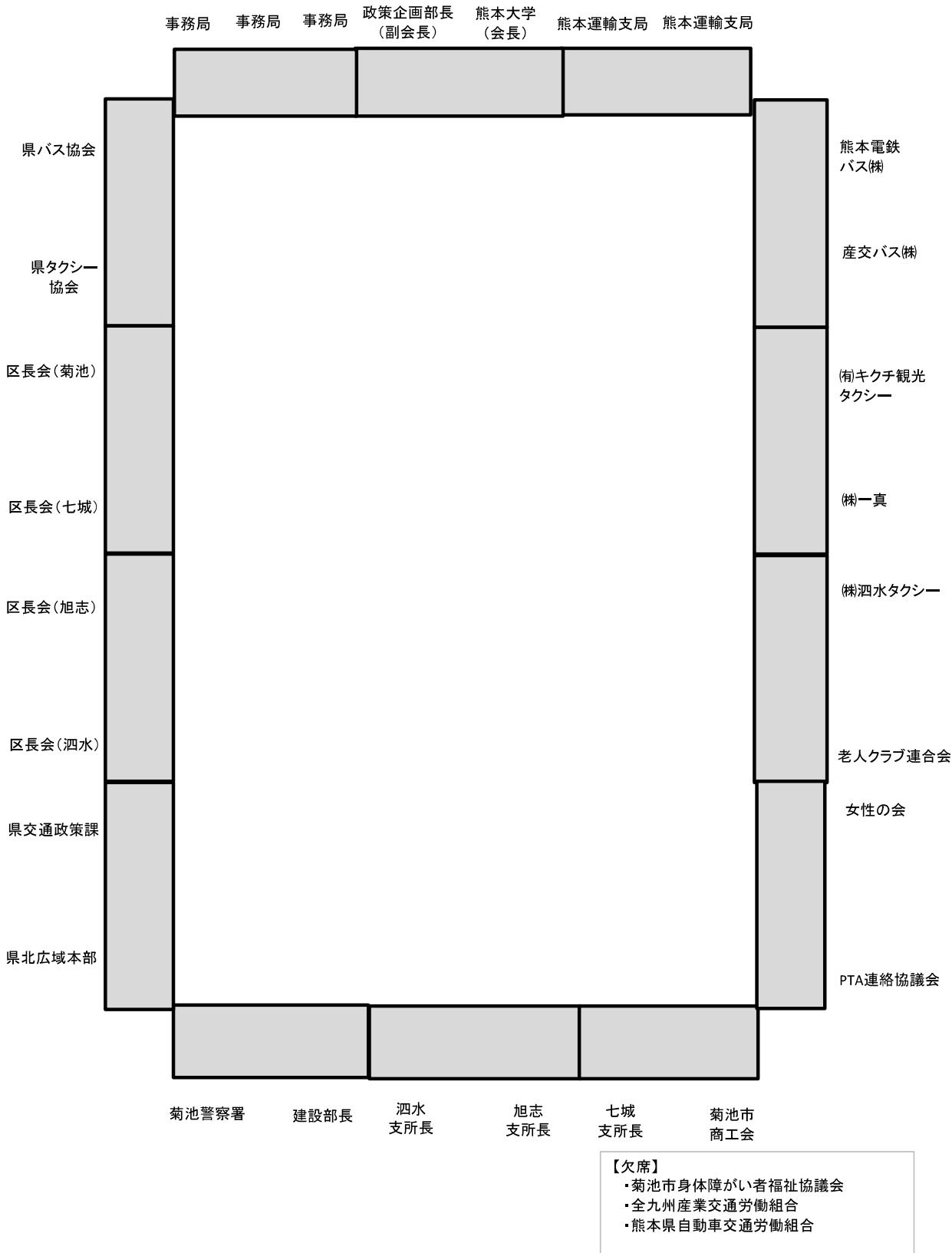
令和7年度菊池市公共交通会議 名簿

No.	関係団体名	職名	委員名	代理出席役職	代理出席氏名
1	熊本電気鉄道(株)	乗合事業部長	伊豆野 智英		
2	産交バス(株)	大津営業所長	宮尾 真美子		
3	(有)キクチ観光タクシー	代表取締役	最上 照		
4	株泗水タクシー	会長	荒木 武		
5	(株)一真	代表取締役	中川 健一		
6	菊池市区長協議会	長六区長	渡邊 昭二郎		
7	菊池市区長協議会	蟹穴区長	園木 英明		
8	菊池市区長協議会	川辺南区長	柿塚 利行		
9	菊池市区長協議会	田島一区長	林 博文		
10	菊池市老人クラブ連合会	会長	井上 石根		
11	菊池市身体障がい者福祉協議会	会長	黒田 章		欠
12	菊池市女性の会	理事	志水 由紀子		
13	菊池市PTA連絡協議会	七城小PTA会長	松岡 賢憲		
14	菊池市商工会	事務局長	泉 大助		
15	熊本県バス協会	専務理事	佐々木 康敏		
16	熊本県タクシー協会	専務理事	吉田 光義		
17	全九州産業交通労働組合	副執行委員長	貢 博之		
18	熊本県自動車交通労働組合	執行委員長	宗像 正洋		
19	菊池警察署	署長	三宅 晶子	地域交通警備課長	堤 良啓
20	九州運輸局熊本運輸支局	主席運輸企画専門官	椎葉 幸博		
21	九州運輸局熊本運輸支局	主席運輸企画専門官	平野 光祐		欠
22	菊池市政策企画部(副会長)	部長	宇野木 浩二		
23	菊池市建設部	部長	久川 知己		
24	菊池市七城支所	支所長	田代 誠士		
25	菊池市旭志支所	支所長	佐野木 成俊		
26	菊池市泗水支所	支所長	中原 親弘		
27	熊本県県北広域本部	土木部長	坂口 誠		
28	熊本県交通政策課	課長補佐	松田 英生		
29	熊本大学(会長)	准教授	吉城 秀治		

事務局	菊池市地域振興課まちおこし係	課長	中川 敬三
		課長補佐	園田 昭博
		主事	安武 実奈穂

令和7年度第1回菊池市公共交通会議席次表

日時：令和7年12月24日(水)15時30分～
場所 菊池市役所 305会議室



○菊池市公共交通会議条例

令和7年3月27日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成に関する協議等を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)に規定する地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保に関する協議等を行う菊池市公共交通会議(以下「交通会議」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、前条の目的を達成するために、次の事項を協議する。

- (1) 交通計画の作成及び変更に関する事項
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、次に掲げる委員をもって組織し、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (2) 市民又は利用者の代表
- (3) 関係機関を代表する者
- (4) 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長
- (5) 庁内関係部長
- (6) 熊本県における関係行政機関の職員
- (7) 学識経験を有する者
- (8) その他市長が必要と認める者

2 前項の委員の委嘱又は任命に当たっては、代表者等が指名する者を委員として委嘱又は任命することができる。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 交通会議に、会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
 - 3 会長は、会務を総括し、交通会議を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 交通会議は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、交通会議の最初の会議は、市長が招集する。
- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議結果の尊重)

- 第6条 交通会議で協議が調った事項について、交通会議の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(分科会及びプロジェクトチーム)

- 第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会及びプロジェクトチームを置くことができる。
- 2 分科会及びプロジェクトチームの組織、運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

(守秘義務)

- 第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

- 第9条 交通会議の庶務は、政策企画部地域振興課において処理する。
- 2 地域公共交通に関する相談、苦情その他に対応するため、政策企画部地域振興課を連絡・通報窓口とする。

(その他)

- 第10条 この条例に定めるもののほか、交通会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。